

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条〔略〕</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>    臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</p> <p>    非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）</p> <p>    職員の定年等に関する条例（昭和59年墨田区条例第3号）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>    ― <u>職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>    ― 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。）第2条各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>    臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されている職員を除く。）</p> <p>    非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>    職員の定年等に関する条例（昭和59年墨田区条例第3号）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>    〔新設〕</p> <p>― 〔同左〕</p>

## 付 則

## ( 施行期日 )

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## ( 経過措置 )

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。